

【いじめが発覚した場合の具体的な対応】

【情報収集内容】

- いつ（いつから）
- どこで
- 誰が（被害者・加害者）
- 何をした、された（している、されている）

【正確な情報収集の在り方】

- 当事者だけでなく、関係児童や周囲の児童からも聞き取りを行い、記録をとっておく。
- 必ず個別に聞き取りを行う。
- 全職員で情報を共有し合い、事実の相違が無いように正確に実態を把握する。
- ひとつの情報だけにとらわれて判断せず、いじめの全体像を正確に把握する。

【情報収集の際の留意点】

- いじめられていると相談に来た児童やいじめの情報を伝えに来た児童から話を聞く際は、他の児童の目に触れないよう場所、時間等に慎重な配慮を行う。
- 事実確認は、いじめられている児童といじめている児童を別の場所で行う。
- 必要に応じて、いじめられている児童、いじめ情報を伝えた児童のことを配慮し、登下校時や休み時間、清掃時間、放課後等、教職員の目の届く体制を整備する。



【いじめられた児童への対応】

- ① いかなる理由があっても、いじめられた児童の味方になることを表明する。
- ② いじめを受けた悔しさやつらさに耳を傾け、共感する。
- ③ 自己肯定感を無くしたり、人間不信に陥ったりしないよう、児童の頑張りやよさを認めて励ます。
- ④ 児童の表面的な変化から解決したと安易に判断せず、経過を見守りながら支援を継続していく。

【いじめた児童への対応】

- ① 嘘やごまかしのない事実確認を行う。
- ② 被害者のつらさに気づかせ、自分が加害者であることの自覚を持たせる。
- ③ 自分はどうすべきだったのか、これからどうすればよいのかを内省させる。
- ④ いじめは決して許されないことに気づかせ、責任転嫁することを許さない。
- ⑤ いじめに至った心情を振り返らせながら、今後の言動について考えさせる。
- ⑥ 生活ノートや教育相談等による経過確認を通して、児童の成長を支援していく。

【観衆、傍観者への対応】

- ① いじめは、当事者だけの問題ではなく、学級や学年等集団全体の問題であることを確認し、集団全体で対応していく。
- ② いじめ問題に教児一体となって本気で取り組む姿勢の重要性に気づかせる。
- ③ いじめに関する教師への相談等を「チクリ」などと考えず、辛い立場にある人の人権と命を守る行為であることを伝える。
- ④ 周囲ではやし立てていた者や傍観していた者も、加害者に等しいことを受けとめさせる。
- ⑤ 被害者は、観衆や傍観者の態度をどのように感じていたかを考えさせ、これからどのように行動したらよいのかを考えさせる。
- ⑥ いじめを許さない集団づくりに向けた話し合いを深める。

【いじめられた児童の保護者への対応】

- ① 安易に「自分の学級にはいじめはない」などと話したり、「お子さんにも問題があるからいじめにあう」などの誤った発言をしたりしないよう十分配慮して対応する。
- ② 事実が明らかになった時点で速やかに家庭訪問を行い、学校で把握した事実を正確に伝える。
- ③ 学校として、必ず被害児童を守り支援していくことを伝え、今後の対応の在り方について具体的に示す。
- ④ 指導経過をこまめに伝えるとともに、家庭での児童の様子等について情報提供を受け指導に生かす。
- ⑤ 対応を安易に終結せず、経過を観察する方針を伝え、理解と協力を得る。
- ⑥ 電話だけで簡単に対応することがないように必要に応じて家庭訪問を行う。

【いじめた児童の保護者への対応】

- ① 被害児童の状況も含めていじめの態様を正確に伝え、いじめの深刻さを認識してもらう。
- ② 指導の経過と変容の様子等を伝え、指導に対する理解を求める。
- ③ 誰もがいじめる側にもいじめられる側にもなりうることを伝え、学校は事実に基づいて指導し、ひとり一人の児童をよりよく成長させたいと考えていることを伝える。
- ④ 事実を認めなかったり、「自分の子どもは首謀者ではない」などと言ったりして、学校の対応を批判する保護者に対しては、改めて事実確認を行うとともに学校としての方針や信念を示し理解を求める。
- ⑤ 保護者を非難したり、子育ての在り方等を批判したりすることがないように十分留意する。

【関係機関との連携】

- ① いじめの概要及び指導経過はもちろんのこと、被害・加害児童及び保護者の状況について教育委員会へその都度報告し、必要に応じて指導をあおぐ。
- ② 校区民生委員との連携を図り、校区全体で児童を見守ってもらうよう協力を依頼する。
- ③ 必要に応じて市教育委員会にスクールカウンセラーや臨床心理相談員の派遣を要請し、児童及び保護者の心のケアに努める。

【重大事態が発生した場合の具体的な対応】

【重大事態の意味】（法第28条）

- いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
 - ※ 「生命、心身又は財産に重大な被害」とは、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断することとし、次のようなケースが想定される。
 - ◆ 児童生徒が自殺を企図した場合
 - ◆ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ◆ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ◆ 精神性の疾患を発症した場合
- いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
 - ※ 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている」とは、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、児童生徒が一定期間連続して欠席しているような場合も学校の設置者又は学校の判断で重大事態と認識する。

【調査の基本方針】

- 重大事態が発生した場合には、市教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を市長に報告する。
- 通常のいじめ対策委員会とは別に、重大事態への対処のための組織を設置するとともに、市教育委員会の指導のもと事実関係を正確に把握する。

《重大事態緊急対策委員会》

1 構成員

校長，教頭，教諭，生徒指導担当，養護教諭，市職代表，学校評議員，民生委員

2 主な役割

- 校長：全体総括及び指導
- 教頭：外部関係機関（市教委，警察，PTA等）との連携
- 担任及び生徒指導担当：関係児童からの聞き取りや状況確認及び保護者との連携
- 他教諭及び市職代表：対象児童の日常生活における生活態度，交友関係の把握
- 養護教諭：関係児童及び保護者の心のケア
- 学校評議員，民生委員：重大事態対応の在り方への助言，関係児童及び保護者への支援

（調査方法）

- ① 関係児童の保護者に教育委員会や学校が行う調査に協力するように求める。
- ② 教育委員会の指導のもと，被害児童及びその保護者のプライバシーを十分配慮しながら事実関係を正確に把握したり，情報提供をしたりする。
- ③ 被害児童及びその保護者以外の関係者及びマスコミ等への情報提供については，関係児童の個人情報や心情に配慮して慎重に判断する。
- ④ 「被害児童を絶対守る」ことを第一に教育委員会との連携を密接にして対応にあたる。
- ⑤ 加害児童の行為が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるときは早めに警察と連携するなど，関係諸機関との積極的な連携を行う。
- ⑥ いじめを原因として，被害児童が教室に入れない場合は，早期に受け入れが可能になるよう学級指導等を行うとともに学習機会を確保するために別室登校や別室授業等の手立てを講じる。
- ⑦ いじめを原因として，被害児童が登校できない状態が続く場合は，適応指導教室等での学習や家庭での学習支援を行うなどして学習の機会を最大限保障できるよう支援する。
- ⑧ 関係児童の保護者との連携を断ち切ることがないように最善を尽くす。特に，被害児童の保護者に対しては，対応方針の説明とそれに対する理解を得られるようにするとともに，それまでの指導・支援や情報提供等に不備があった場合は誠意をもって謝罪する。
- ⑨ 加害児童の保護者に対しては事実を正確に伝えるとともに，被害児童の心情や解決に向けた学校の指導方針の説明および理解促進に努める。
- ⑩ 報道機関には，市教育委員会との連携をとり，教頭が窓口となって対応する。このとき，学校の正常な教育活動に支障が生じないことを最優先し，「プライバシー」や「事実に基づき正確で一貫した情報提供」に配慮する。

【各連携機関（連絡先）】

	関係機関	連絡先
1	鹿児島市教育委員会青少年課	227-1971
2	吉田駐在所	294-2140
3	市こども福祉課	216-1260
4	県総合教育センター教育相談課	294-2788
5	県警察本部（少年サポートセンター）	232-7869

【その他】

- 「いじめ防止基本方針」は，学校ホームページで公表し周知を図るとともに，いじめ防止に向けての理解と協力を得る。
- 「いじめ防止基本方針」は，毎学期全職員で点検・見直しを行い，より適切な措置をとることができるよう努める。